

令和 1 年 7 月 28 日

障害児入所施設の在り方検討会 意見

一般社団法人 全肢連 石橋構成員

全般

3 回にわたる各団体からのヒアリングを聞いて、社会情勢が変わって来ても「障害児入所施設等」が持つ、本来の「退所後の児童に対して必要な相談や援助を行う」「重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う」ことについての取り組みに関しての意見（別紙 6 月 23 日を含む）を聞くことができませんでした。

「地域の支援」「家庭に近い環境」「家庭的な暮らし」は、抽象的でよく分かりません。「障害児入所施設等における短期入所」は、障害福祉サービスで使われるのとは違うと思うが何か当たり前に使われている。その理由？「グループホーム」の意味もわかりません。

入所までの相談に入所施設や入所後の相談支援機関がかかわれないとの意見がありましたが、当たり前だと思います。現在の相談支援機関がなかなかアウトリーチを出来ていない現状からを聞かれるのでしょうか。その方々から「児童相談所は親のアセスメントを行うが、」と書かれていますが、これは子どものアセスメントを行うという前提のことと思いますが、何故、強調されたのでしょうか。

障害児入所施設等の本来の職務について、現状から今後に向けての意見、課題と「教育」に取り組む意見について聞くことができませんでした。

医療型障害児入所施設の在り方に関する検討課題について

全般で記述したとおり、医療型障害児入所施設の目的「重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う」を履行することが前提です。

医療技術の進歩でこの世に生を受けた子どもが家庭（在宅）で療育できなくなって入所するケースと最近、虐待等の事由で入所する子どもも治療を受け、次のステージに踏み出す役割を実行することの上で 4 項目についての意見は難しいです。

第 1 回医療型障害児入所施設の在り方に関するワーキンググループ

障害児入所施設本来の目的に対応すること。

◇発達支援機能

- ・医療的ケアが濃厚ということは、常時医療が必要ということだと居場所が病院か病院と同等な施設となります。教育は、院内教育（院内学級）ということになる。親のもと（在宅）で生活する道筋を明らかにするため、年齢相応の社会を観ることができるよう施設周辺行事の導入やそこへ出かける事業を創設する。期間が長引かないためにも社会との接点を増やす。
- ・「より家庭に近い暮らしの場」とは、施設の大小ではなく、かかわる人材（人間性豊かな人材であって

単に障害特性の知識に富んだ人材ではない) にかかっている。この人材をどうやって養成するかと考える。どの分野にも言える。

- ・教育との連携

地域によって対応が異なると聞いている。院内教育とその地の特別支援学校とに分かれている。特別支援学校の場合、スクールバス制度がないと入所施設側が送迎している。費用負担は施設の持ち出しとなっている。

◇自立支援機能

- ・現在の相談支援事業で施設退所後のアフターケアに関する相談を受けるのは難しい。
家庭崩壊で入所となった場合、施設利用者とともに家族のアフターケアも受け持つことになることから、対応できる人材がいるのだろうか。
既存施設の機能を壊すことになる。
- ・養育放棄、虐待等これまでの入所事由と異なる最近の事由に対処するためには、既存の医療型入所施設に求めるのではなく、児童相談所、入所施設を含めて新たな施設、システムが必要ではないか。
- ・生活介護事業所、医療、グループホーム、地域社会（町会、自治会）が一体となる社会を作り、そこに移行するプログラムを利用者と共に作る環境をつくる。

以上

「障害児入所施設の在り方検討会」 意見

一般社団法人 全肢連 石橋構成員

障害児入所施設の「発達支援機能」「自立支援機能」「社会的養護機能」「地域支援機能」についてヒアリングから感じたことを意見とします。

1. 障害児入所施設福祉型の目的は、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能を与えること、医療型は、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対し治療行うことを目的としている。
2. 児童自立支援施設の職務は、「退所後の児童に対して必要な相談や援助を行う」とある。
3. 障害児施設に入所に至る過程は、「措置」と「契約」で主たる要因が異なっているが、医療型、福祉型とも①保護者の養育力不足(病院から在宅となったが重度の医療的ケアの負担増が含まれると思う)、②虐待(疑いあり)、③親の死別等にある。
4. 諸々の要因で入所となっても一時的には、保護であり、治療であるがいずれにしても退所後に向けての役務を含めて1. ～3.についてヒアリングからは見えてきませんでした。
5. 入所時に退所に向けてのアセスメント、個別支援計画が作成されているのだろうか。
6. 現状の相談支援事業所が入所前に関わることができるようにシステム上できるようになっているのか。
7. 学齢児の入所で他者と接触することも含めた教育機関とのかかわりが見えてこない。
地方自治体によって教育を受ける体制が異なると聞く。特別支援級を含めた交流教育、特別支援学校と他者と交流することが次のステージに向けて役に立つと考えます。
8. 退所年齢に近い年齢での入所に対する対応は、期間の延長だけでは解決しないと思う。
アセスメントに関わる人材と社会資源が必要と思う。
9. 意見を聞いていて内容を知りたいこと(具体的に)
①家庭的な雰囲気、②家庭的な暮らし、③地域の推進とは、④家庭と中間的な役割とは、⑤子どものグループホームとは管理人がいるということで家庭的か、⑥地域移行に親元へ戻るということが含まれるのか(要因からダメとしているのか?)など

以上